

鎌倉市告示第 388 号

景観重要建築物等の指定について

鎌倉市都市景観条例（平成 18 年 9 月条例第 16 号）第 30 条の規定により、次のとおり景観重要建築物等を指定します。

令和 2 年（2020 年）3 月 31 日

鎌倉市長 松尾 崇



名 称	旧三橋旅館蔵
所 在 地	鎌倉市長谷二丁目 116 番の一部
指 定 部 位	建築物
指 定 年 月 日	令和 2 年（2020 年）3 月 31 日
指 定 番 号	第 35 号